

庁内仮想化基盤更改業務
審査要領

令和6年12月
あきる野市

1 目的

この要領は、庁内仮想化基盤更改業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、公募型プロポーザル方式により「庁内仮想化基盤更改業務」における受託候補者を選定するため、必要な評価基準、審査方法等を定めるものである。

2 審査等の実施

審査は、委員会が行う。

3 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の（１）から（３）までに掲げる条件を全て満たし、１つでも満たない場合は、審査の対象事業者に該当しないものとする。

- （１） 提出書類が所定の形式に適合していること。
- （２） 期限までに提出すること。
- （３） 提出書類に虚偽の記載がないこと。

4 審査の項目及び得点配分

項目及び得点配分は、以下の表のとおりとする。

項目	評価項目	得点配分
技術点	システム機能評価	300点
	プレゼンテーション評価	400点
価格点	価格評価	300点
合計		1,000点

5 受託候補者の選定

（１） 選定方法

委員会は、前記４の合計点で最高得点を挙げた事業者を、庁内仮想化基盤更改業務の受託候補者として選定する。最高得点を取得した者が２人以上ある場合は、価格点が高い方を上位とし、価格点が高点の場合は、くじ引とする。なお、出席した委員で算定する合計の満点の５分の３を最低基準とし、全ての参加事業者の点数が最低基準に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

（２） 辞退等による繰上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となったときは、次点の事業者の順位を繰り上げるものとする。

6 評価基準及び審査方法

（１） システム機能評価について

事務局は、各事業者の機能要件表について、次の「ア 機能要件表の採点方法」に従って採点を行い、「イ システム機能評価点の計算式」に定めるところにより算出したシステム機能評価点と併せて、委員会に提出する。委員会は、採点内容を確認し、機能要件表に基づく評価点として承認する。代替案により実現可能とした場合は、その代替案を必ず明記するものとする。なお、代替機能とならないと委員会が判断した場合は、再提出を求める場合があ

る。

ア 機能要件表の採点方法

- ・各項目の回答と配点

項目	回答	必須項目	必須項目以外	判断基準
		配点	配点	
	○	10点	2点	仕様書記載内容で対応可能
	△	5点	1点	代替案により対応可能
	×	0点	0点	対応していない若しくは要求仕様を著しく満たしていない。

イ システム機能評価点の計算式

- ・システム機能評価の配点

機能要件表の満点	配点
276点	300点

機能要件表各項目の採点合計を機能要件表の満点で除算し、システム機能評価の配点（300点）を乗じて算出した数値を「システム機能評価点」とする（小数点以下を四捨五入）。

以下にシステム機能評価点の計算式を示す。

- ・システム機能評価点【300点満点】

機能要件表各項目の採点合計 ÷ 機能要件表の満点 × システム機能評価の配点（300点）

[例] 得点算出方法

① 機能要件表に基づく得点が260点の場合

② 計算式に基づく評価点

$$260 \div 276 \times 300 = 282.60..$$

③ システム機能評価点は、小数点以下を四捨五入し283点とする

(2) プレゼンテーション評価について

各事業者が提案書を基に作成したプレゼンテーション資料に沿って実施するプレゼンテーションに対し、各委員が次の「ア プレゼンテーションの評価方法」に従って評価を行う。各委員の評価を基に、「イ プレゼンテーション評価点の計算式」に定めるところによりプレゼンテーション評価点を算出する。

ア プレゼンテーションの評価方法

各委員が以下の評価項目について、評価基準に従い評価を行う。

- ・評価項目

評価項目	配点	評価方法
1 基本事項及び提案概要	100	それぞれの評価項目について、評価基準に基づき3段階で評価を行う
2 設計構築関連	120	

3 運用保守関連	120	う。
4 SLA（サービス品質保証）	30	
5 その他	30	
合計	400点	

・評価基準

評価基準	評価	採点係数	点数
優れている	A	1.0	配点×100%
普通	B	0.6	配点×60%
劣っている	C	0.2	配点×20%

イ プレゼンテーション評価点の計算式

各評価項目の配点に各委員の評価に基づく採点係数を乗じて各委員の点数を算出する。各委員の点数を合計し、委員の人数で除算したものを各評価項目の点数とする（小数点以下を四捨五入）。

各評価項目で算出した点数を合計した数値を「プレゼンテーション評価点」とする。

以下にプレゼンテーション評価点の計算式を示す。

・プレゼンテーション評価点【400点満点】

- ① 評価項目の配点 × 各委員の評価（採点係数） = 各委員の点数
- ② 各委員の点数を合計 ÷ 委員の人数 = 各評価項目の点数
- ③ 各評価項目の点数の合計 = プレゼンテーション評価点

(3) 価格評価について

価格評価点は、見積書の「導入費用」と5年間の「運用保守費用」の総額を基に、以下に示す計算式で算出して得た点数とする（小数点以下を四捨五入）。なお、「導入費用提案限度額」を超える場合は、失格とする。

・提案価格点【300点満点】

- ① 最低価格提示者（300点）
- ② 次点以降

$$300点 \times \left(\frac{\text{最低価格提示者の見積額}}{\text{当該提示者の見積額}} \right)$$

(4) 総合評価点の算出

技術点はシステム機能評価点とプレゼンテーション評価点を合算して算出し、これに価格点を合算して算出する。以下に総合評価点の計算式を示す。

・技術点【700点満点】

システム機能評価点 + プレゼンテーション評価点

・価格点【300点満点】

・総合評価点【1,000点満点】

技術点 + 価格点